

様式第五号の二（第八条の三十八の四関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
群馬県知事 へ	申請者 住所 群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地 名称 親会社A 代表者の氏名 代表取締役 群馬 太郎 印 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 住所 群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地 名称 子会社B 代表者の氏名 代表取締役 群馬 次郎 印 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 名称 子会社C 代表者の氏名 代表取締役 赤城 三郎 印 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 特別管理産業廃棄物 廃酸、廃アルカリ
申請に係る収集、運搬又は処分の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	【収集運搬】汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 特別管理産業廃棄物 廃酸、廃アルカリ 【積替え保管】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 【処分 破碎】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域（他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。）	群馬県、〇〇県
※事務処理欄	

(第2面)

統括して管理する事業者		
(ふりがな) 名 称		(おやがいしゃえー) 親会社A
収集、運搬又は処分を行う事業者		
(ふりがな) 名 称		(こがいしゃびー) 子会社B
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設(積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。)		積替え保管 群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地 処分 破砕 群馬県△△市△△町△△番地
申請者のうちいずれか一の事業者(統括して管理する事業者)が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称		親会社A
他の全ての事業者の名称		当該一の事業者が保有する議決権保有割合
子会社B		親会社A 100%
子会社C		親会社A 90%
統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況(統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
	派 遣 先 名 称	派 遣 先 住 所
	<small>派遣先役職名・呼称</small>	
(あかぎ さぶろう) 赤 城 三 郎	昭和〇年〇月〇	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地
	取締役	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地
	子会社C	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
	代表取締役	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき) ※ 親会社Aの該当者について記載すること。

発行済株式の総数	10,000株		出資の口数又は額	1億円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の口数若しくは出資の金額	本	籍
		割合	住	所
(まるまるしょうけんかぶしがいしゃ) 〇〇証券株式会社		2,500株 25%		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(まるまるぎんこうかぶしがいしゃ) 〇〇銀行株式会社		2,000株 20%		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(まるしんたくぎんこうかぶしがいしゃ) 〇信託銀行株式会社		1,000株 10%		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(ぐんま たらう) 群馬 太郎	S62.4.2	500株 5%		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名称 親会社A
部署名 環境部 総務課
住所 群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地
担当者の氏名 △ △ △ △
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※手数料欄

証 紙 貼 付 欄

事業計画

1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

※ 収集運搬業、処分業の許可を受けている場合は、許可番号及び認定後の許可の取扱いを記載してください。また、許可証の写しを添付してください。

収集運搬業 0100000000

認定後も他社の産業廃棄物を収集運搬するため許可を更新する。

処分業 0102000000

認定後も他社の産業廃棄物を処分するため許可を更新する。

親会社A、子会社B及び子会社Cから排出される産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。))については、子会社Bが収集運搬し、中間処理の委託先である〇〇興業株式会社（許可番号0102000000）又は△△サービス株式会社（許可番号〇〇〇2000000）に搬入する。

親会社A、子会社B及び子会社Cから排出される産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯 水銀使用製品産業廃棄物）については、子会社Bが収集運搬し、子会社Bの積替え保管施設（群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地）での積替え保管の後、子会社Bの処分施設（群馬県△△市△△町△△番地）で破碎を行う。破碎後の残さについては、子会社Bが運搬し、〇〇興産株式会社（許可番号〇〇〇2000000）に処理を委託する。

親会社A、子会社B及び子会社Cから排出される特別管理産業廃棄物（廃酸、廃アルカリ）については、子会社Bが収集運搬し、中間処理の委託先である△△サービス株式会社（許可番号〇〇〇7000000）に搬入する。

運搬車両 5台

積替え保管施設 群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地 保管面積：〇m²

廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物） 保管容量：〇m³（他社分〇m³）

作業時間 午前9時から午後5時まで

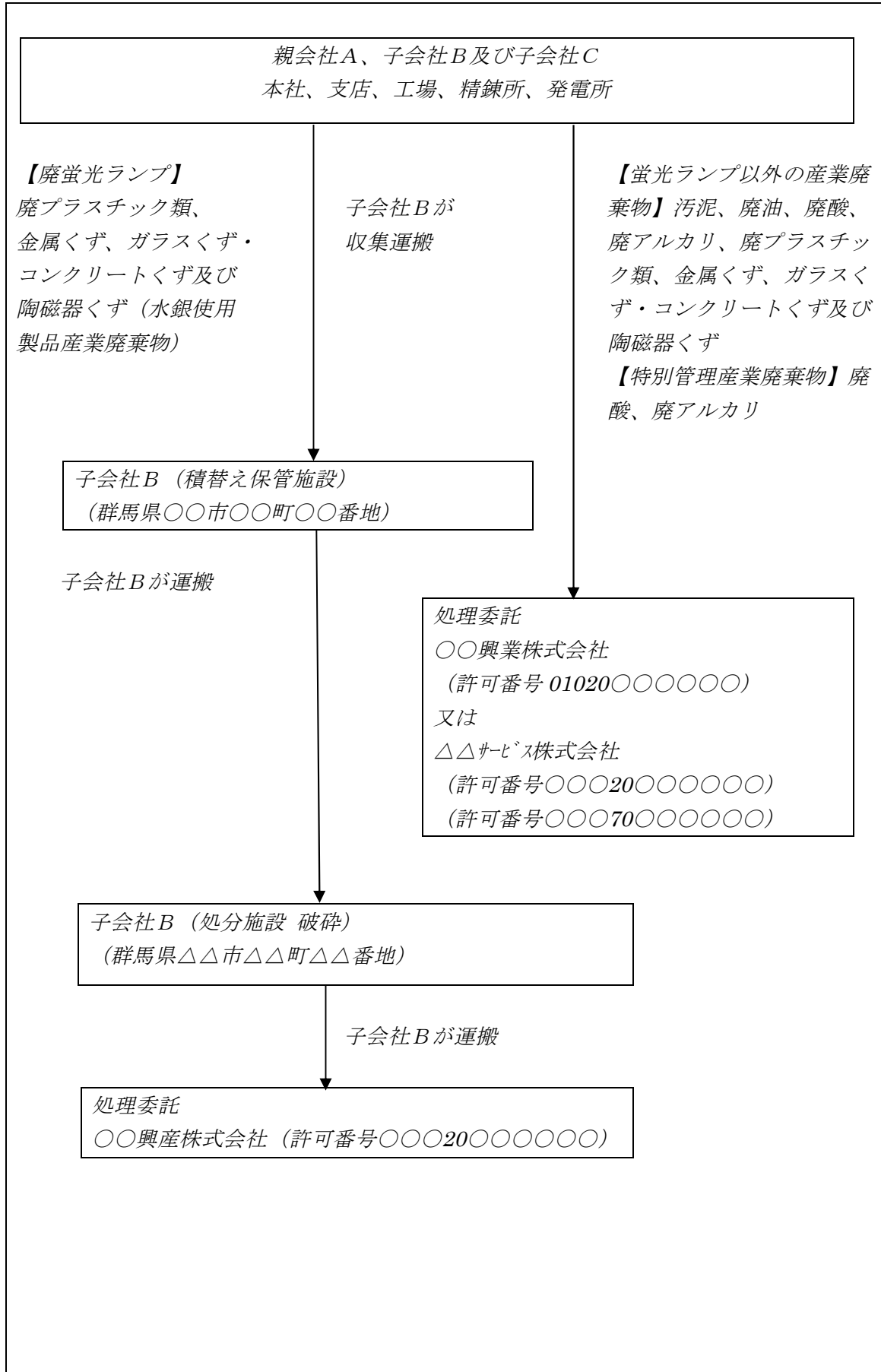
処分施設

破碎 群馬県△△市△△町△△番地

廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物） 12,000本/日

作業時間 午前9時から午後5時まで

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程



3 運搬施設

(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積 載量 (kg)	所有者又は 使用者	備 考
1	バン	群馬〇〇あ〇〇〇	〇〇〇	子会社B	
2	バン	群馬〇〇あ〇〇〇	〇〇〇	子会社B	
3	バン	群馬〇〇あ〇〇〇	〇〇〇	子会社B	
4	清掃車	群馬〇〇い〇〇〇	〇〇〇	子会社B	
5	タンク車	群馬〇〇い〇〇〇	〇〇〇	子会社B	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
事務所の所在地		群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地			
駐車場の所在地		群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地			
(2) その他の運搬施設					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
プラスチック容器	廃酸、廃アルカリ	20ℓ、40ℓ	特管を含む。		
廃蛍光ランプ用段 プラケース	廃プラスチック類、金属く ず、ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず(廃蛍 光ランプ 水銀使用製品産 業廃棄物)	20個			
オープンドラム	汚泥	200ℓ			
クローズドドラム	廃油	200ℓ			
フレコンバック	廃プラスチック類	1 m ³			

4 積替え保管施設

所在地	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地		
面積	〇〇m ²		
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類			
番号	産業廃棄物の種類		
1	廃プラスチック類		
2	金属くず		
3	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物)		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
保管上限	1. 5m	屋外保管上限	なし

5 処分施設

処分の用に供する施設（種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	種類：破砕 数量：1基 設置場所：群馬県△△市△△町△△番地 設置年月日：平成29年10月1日 処理能力：12,000本/日 許可年月日：— 許可番号：—
処分の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	処分する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯 水銀使用製品産業廃棄物） 操業予定時間：7時間/日（午前9時から午後5時） 産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要：目視による確認 産業廃棄物の計量を行う設備の概要：目視による確認 技術管理者職氏名（予定）：〇〇 〇〇

7 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の1年間の数量

収集、運搬		処 分	
産業廃棄物の種類	数 量	産業廃棄物の種類	数 量
汚泥	〇〇 t		
廃油	〇〇ℓ		
廃酸	〇〇ℓ		
廃アルカリ	〇〇ℓ		
廃プラスチック	〇〇 t		
金属くず	〇〇 t		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	〇〇 t		
特管 廃酸	〇〇ℓ		
特管 廃アルカリ	〇〇ℓ		
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯 水銀使用製品産業廃棄物)	〇〇本	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯 水銀使用製品産業廃棄物)	〇〇本

8 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、処理方法及び数量

処理後物の種類、性状	搬出者	搬出先の名称・所在地	処理方法	数量
廃プラスチック類	自己・他社	〇〇興産(株)	〇〇	〇〇 t
金属くず	自己・他社	〇〇興産(株)	〇〇	〇〇 t
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	自己・他社	〇〇興産(株)	〇〇	〇〇 t
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			
	自己・他社			

9 再生品の種類ごとの数量

再生品の種類	数 量	再生品の種類	数 量
なし			

10 熱回収量

なし

11 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制及び収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

※ 委託契約書の写し又は委託契約書案、委託先の許可証の写しを添付してください。

(1) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制

親会社Aが、認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する。統括管理を行う担当部課は、親会社A環境部総務課とする。

(2) 収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

① 受託者と締結する委託契約の内容

委託契約書(案)は別添のとおり

② 受託者に交付する管理票に関する事項

管理票交付者は、親会社A、子会社B及び子会社Cの三社連名とする。

親会社A本社は環境部総務課、〇〇支店は総務課、〇〇精錬所は庶務課の社員が交付担当者となる。

子会社B本社は総務部総務課、〇〇支店は総務課、〇〇工場は庶務課の社員が交付担当者となる。

子会社C本社は庶務課、〇〇発電所は庶務担当の社員が交付担当者となる。

12 申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容

※ 施設配置図を添付してください。

積替え保管施設では、施設配置図のとおり、既存の廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）の保管場所〇m³の横に仕切りを設けて特例認定用の〇m³の廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）の保管場所を新たに設置する。

処分施設では、施設配置図のとおり、既存の処理前廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）の保管場所〇m³の横に仕切りを設けて特例認定用の〇m³の処理前廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）の保管場所を新たに設置する。

破砕処理については、毎週金曜日の午後4時から午後5時までを特例認定用の廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）を専用時間帯として処理を行う。

処理後はオープンドラムに入れ、蓋をした状態で搬出まで施設内で保管する。

処理後物の保管場所は、施設配置図のとおり、現在、〇〇m³の内にオープンドラム10本保管できるが、その内の1本分に仕切りを設けて特例認定用の処理後物の保管場所〇m³とその他の保管場所〇m³とする。

様式第五号の三（第八条の三十八の五第五項関係）
（第1面）

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
資 金 の 総 額	既存の車両及び施設を使用するため、新たな設備投資は不要である。	
土 地		
事 務 所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
処 理 施 設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第2面)

誓約書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約します。

年 月 日

群馬県知事様

提出者

住所 群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地

名称 子会社B

代表者の氏名 代表取締役 群馬次郎 印

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※ 申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者が作成すること。

役員・株主・政令使用人名簿		
法人名 子会社B		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
(あかぎ いちろう) 赤城 一郎	〇〇年〇月〇日 代表取締役	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地
(はるな じろう) 榛名 次郎	〇〇年〇月〇日 取締役	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地
(みょうぎ さぶろう) 妙義 三郎	〇〇年〇月〇日 取締役	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地
(くさつ たろう) 草津 太朗	〇〇年〇月〇日 監査役	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地
(おやがいしやえー) 親会社A	株主100%	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地

※ 申請をする全ての事業者について、同様に記載する。ただし、親会社Aについては、様式第五号の二第3面に記載した株主等以外の該当者を記載する。

運搬車両の写真

※ 自動車検査証の写しを添付してください。

自動車登録番号又は車両番号		群馬〇〇あ〇〇〇
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。	
	注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。	
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること	
	〔 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。 〕	
	撮影	平成〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	プラスチック容器	用途	廃酸、廃アルカリ
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 			
撮影			平成〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	蛍光灯用容器	用途	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯 水銀使用製品産業廃棄物)
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 			
撮影			平成〇〇年〇〇月〇〇日